

Title	石川明編集代表『EU法の現状と発展 ゲオルク・レス教授六五歳記念論文集』
Sub Title	Ishikawa, Akira (Hrsg.) "Jetzige Situation und Entwicklung des Rechts der EU Festschrift für George Ress zum 65. Geburtstag
Author	庄司, 克宏(Shoji, Katsuhiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.9 (2002. 9) ,p.129- 137
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020928-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

石川明編集代表

『EU法の現状と発展 ゲオルク・レス教授六五歳記念論文集』

1 はじめに

本書が献呈されたゲオルク・レス (Georg Resa) 教授は、公法、国際法、EU法等幅広い領域を専門とされ、ザールラント大学教授および同大学ヨーロッパ研究所長を長く務められた。現在、欧州人権委員会委員を経て、欧州人権裁判所判事としての要職に就かれています。ドイツにおいては当然のことながら、わが国を含む世界中でレス教授の法学者としての評価は極めて高く、慶應義塾大学、パリ第五大学、エディンバラ大学等において名誉博士号を授与されている。

わが国に日本語で紹介されている同教授の研究としては、例えば、「ヨーロッパ統合へのドイツ諸州の参加」(大濱しのぶ訳、本書所収、一頁以下)、「EUにおける基本権保護

—今日の問題」(入稲福智訳、『EUの法的課題』慶應義塾大学出版会、一九九九年所収、七九頁以下)、「EUの民主主義制度の改正について」(入稲福智訳、『平成法政研究』第三巻一号、一九九八年、八七頁以下)、「欧州連合 (die Europäische Union) とその欧州諸共同体 (die Europäische Gemeinschaften) との関係の新たな法律的性質」(石川明訳、『EC統合の法的側面』成文堂、一九九三年所収、一頁以下) などがある。

本書の編集代表である石川明教授は慶應義塾大学名誉教授であり、現在は朝日大学院教授を務めておられる。石川教授はわが国における民事訴訟法学の権威であり、同教授のゼミからは多くの人材が輩出している。石川教授はまた、長く慶應EU法研究会を主宰してこられ、『EC統合の法的側面』(前掲) および『EUの法的課題』(前掲) の編著者でもある。

石川教授はレス教授が所属されていたザールラント大学から名誉博士号を授与されているが、レス教授夫妻と長い間家族ぐるみのご交際をなされ、その門下生の多くもザールラント大学に留学し、レス教授のお世話になっている。レス教授の六五歳の記念に論文集を献呈しようという声⁽¹⁾が、石川教授の門下生および他の留学経験者から自然とわきあ

がったというのもうなすける。

評者は残念ながらザール・シュューレに属する者ではないが、ストラスブール（フランス）の欧州人権裁判所にレス（教授（判事）を度々訪ねては、河畔にある見晴らしのよい同裁判所食堂で昼食を頂きながら、EU法の下における人権保護と欧州人権条約との関係やEUとしての法人格の有無等についてご指導を賜っている。⁽²⁾ そのような機会に評者の関心から判明したことであるが、欧州人権裁判所においてEU法が絡む重要事件では必ずレス教授が指導的役割を果たされて⁽³⁾いる。

2 本書の構成

本書の構成は以下のとおりであり、序文、一七本の論文および附録から成る。なお、邦語論文には独語、英語または仏語の要約が、また、独語または英語論文には邦語の要約が、添付されている。

序文 石川明

ヨーロッパ統合への諸州の参加

ゲオルク・レス（大濱しのぶ訳）⁽⁴⁾

欧州通貨同盟と国家主権―ドイツ連邦憲法裁判所のマ

ーストリヒト判決をめぐる⁽⁵⁾ 岡田俊幸

国際議会主義の歴史的展開⁽⁶⁾ 綱井幸裕

EU統合とフランス―アムステルダム条約と憲法八八⁽⁷⁾ 安江則子

条の四⁽⁷⁾ 安江則子

EUの「加盟基準」とトルコ加盟候補国への道⁽⁸⁾ 八谷まち子

EU諸国の対LDC投資に関わる奨励保護規定⁽⁹⁾ 櫻井雅夫

EUデータ保護法の域外効果⁽¹⁰⁾ カール・フリードリッヒ・レンツ

EUデータベース指針―ドイツ著作権法における具体⁽¹¹⁾ 小橋馨

化と日本法との比較考察⁽¹²⁾ 角田光隆

欧州統合による知的財産法の形成について⁽¹³⁾ スポーツ独占放送権と放送法―ドイツの短時間ニュース報道権とイベント・リスト規制⁽¹⁴⁾ 鈴木秀美

EU（EC）法秩序における欧州人権裁判所の役割―⁽¹⁵⁾ マシューズ判決を中心に 庄司克宏

欧州人権条約の積極主義的解釈⁽¹⁶⁾ 門田孝

外国離婚判決の付随裁判の承認―BGHの判決につ⁽¹⁷⁾ て 石川明

ドイツにおける特許権侵害訴訟の中止規定の運用につ

いて

ドイツの不動産取引過程の流れについて

渡辺森児⁽¹⁵⁾
小西飛鳥⁽¹⁶⁾

EC法体系下におけるガット(GATT)の裁判規範

入稻福智⁽¹⁷⁾

補完性(サブシディアリティ)―ヨーロッパ連合にお

けるポスト・ナショナルな立憲原理

遠藤乾⁽¹⁸⁾

レス教授略歴

レス教授業績一覧

3 各論文の要約

本書所収の論文は次の五つに大別される。第一は、EU法ないしEUと加盟国との関係を扱っているものである。

第二は、EU法ないしEUと域外との関係を対象としているものである。第三は、EU法ないしEUの内部の問題に関わるものである。第四に、主としてドイツ法に関連するものである。第五に、その他の論文である。

(1) EU法ないしEUと加盟国との関係

このグループに属するのは、レス論文、岡田論文、安江論文、小橋論文である。

レス論文は、マーストリヒト条約の制定およびドイツの批准により、州が文化をはじめとする専属的権限の分野に

おいて連邦のEUレベルにおける意思形成に国内的に参加するとともに、EU理事会に州の代表が参加しうることになった点に着目し、それに伴うドイツの連邦主義における構造的変容の可能性に言及している。「対外関係においては外務大臣を通じて唯一の見解を述べるといふ国家の単位は、崩壊しはじめています」という指摘、また、「ドイツの連邦主義は『共同体化(communautarise)』され、その結果、共同体諸機関の中で感じられることになりましよう」という「予言」は極めて示唆に富んでいる。

岡田論文は、ドイツ連邦憲法裁判所のマーストリヒト条約批准に関する判決のうちEU通貨同盟の合憲性に関する判断およびそれをめぐる学説を丹念に分析したうえで、連邦憲法裁判所がドイツ議会のEUに対する役割と責任を強調し、ユーロ導入後においてもドイツが離脱可能であるという留保を示したことに、「ドイツの国家性」の保持という意図があると喝破している。

岡田論文はドイツ議会とEUの関係に関連するものであるが、これに対し、安江論文はフランス議会とEUの関係を正面から扱っている。同論文は、とくにマーストリヒト条約およびアムステルダム条約の制定に伴うフランス憲法改正等により、同国議会がEU関連法案の精査による民主

的統制を發展させてきた軌跡を詳細に追ひ、EUにおける「民主主義の赤字」を埋めるために、欧州議会の権限強化と並んで国内議会の建設的な関与が重要であることを指摘している。

小橋論文は、EUで採択されたデータベースの法的保護に係る指針（指令）がどのようにドイツ著作権法に取り入れられているかについて、同指針（指令）の構成を基礎にして細かく分析を行っており、その際に日本法との比較法的考察も加えている。

(2) EU法ないしEUと域外との関係

このグループに属するのは、櫻井論文、レントツ論文、八谷論文、入稻福論文、庄司論文である。

櫻井論文は、長年にわたる国際投資法および国際経済法に関する筆者の膨大かつ綿密な研究の蓄積をもとに、外国投資関連の国際取り決めについて包括的多数国間ルールが不成功に終わった後、主として二国間投資協定という形で發展してきた経緯を概観した後、EU諸国が開発途上国と締結してきた投資奨励保護協定の分析および評価を行い、EUレベルでの投資協定の可能性と利点について図表を用いながら論じている。

入稻福論文は、EC裁判所がEU（EC）法体系におい

てガットをどのように位置付けているかについて、WTO成立の前後にわたる同裁判所の判例を分析することにより検討を行っている。筆者はガットの直接的効力（直接効果）が否定されるのは裁判規範性が否認されるためであると解されるとし、WTO成立以降においてもEC裁判所がガット規定等の裁判規範性を否定している点を、論旨はともかくとして正当であると評価している。

レントツ論文は、EUで採択された個人データ処理における個人保護に関する指令のうち、とくに個人データの第三国への移転に係る規制の対米関係の側面について扱っている。「充分な保護水準」を満たしていないと欧州委員会が判断する第三国へのデータ移転には当該個人の同意が必要である。アメリカでは民間自主規制が中心である結果、この点でEUの規制と齟齬が生じるため、両者間で「安息所」(safe harbour) に基づく自主規制と政府による監督および制裁が合意されたが、依然として不十分であることが指摘され、また、前掲指令の域外効果に関する他の問題についても筆者の見解が示されている。

八谷論文は、政治学者の視点から、EU—トルコ関係を歴史的に概観した後、EUがどのように極めて短期間のうちにトルコを加盟候補国として認定するに至ったかについ

て、その経緯をつぶさに明らかにし、「EUが掲げる『加盟基準』が政治的判断を普遍的に装わせる装置」であると喝破している。

庄司論文は、EU（EC）法の下における人権保護について、従来EC裁判所の判例の分析が中心であったのに対し、EU外の司法機関である欧州人権裁判所がどのようにEC裁判所を補充しうるかという視点から分析を行っている。人権裁判所はEU市民がEU（EC）により人権を侵害され、EC裁判所による救済が得られない場合、「同等の保護」が提供されていないとして人権条約締約国たるEU加盟国の責任を問うことで解決を図っている。欧州統合による国家主権の委譲は、欧州人権条約に基づく国家の責任の放棄を意味しない。

（3） EU法ないしEUの内部に関わる問題

このグループに属するのは、遠藤論文と角田論文である。遠藤論文は、マーストリヒト条約でEUの立憲原理として樹立された補充性原理について政治学的視点から深い考察を加えている。すなわち、補充性原理を主権概念に対する対抗原理であると位置付けて概念史的系譜を丹念にたどった後、EU統合の文脈における補充性原理の政治的意義が明らかにされている。

角田論文は、欧州統合一般の発展について紙数を割いた後、欧州レベルにおける知的財産法の形成および国際的発展の影響について概略を述べている。

（4） 主としてドイツ法に関連する問題

このグループに属するのは、石川論文、鈴木論文、森川論文、小西論文である。

石川論文は、外国の離婚判決とその付随裁判に関するドイツ連邦通常裁判所の判決を紹介し、また、外国離婚判決を国内で承認するためのシステムがドイツおよび日本で異なることを明らかにした後、外国離婚判決と付随裁判について前掲判決を中心に日本法との比較法的考察を行っている。

鈴木論文は、スポーツ独占放送権に端を発するドイツの短時間ニュース報道権の立法経緯と連邦憲法裁判所の判断を詳細に紹介して分析するとともに、EUテレビ指令改正に伴う放送州際協定改正に基づくイベント・リスト規制を紹介してその合憲性について検討を行っている。

森川論文は、特許権侵害に対する救済手続と特許の無効を争う手続とが異なるため、両手続を以下に調整すべきかという問題に関して、ドイツにおける特許権侵害訴訟での中止規定の運用をめぐる最近の議論を紹介し、それがわが

国に極めて有用な示唆を与えるものと位置付けている。

小西論文は、ドイツにおける不動産取引の過程について、同国における実務を踏まえつつ、売買契約書の例など実際にあげて紹介している。

(5) その他の問題

このグループに属するのは、綱井論文と門田論文である。綱井論文は、議会の公的活動としての議会間交流という視点から国際議会主義の展開を、とくに列国議会同盟、国際連盟および国際連合に焦点を当てて歴史的に概観している力作である。なお、紙幅の関係で、現在の欧州審議会 (the Council of Europe) の議員総会および EU の欧州議会まで記述が及んでいないのが悔やまれる。

門田論文は、欧州人権裁判所が一国の中における裁判所の立場とは異なる国際的な環境に置かれていることを念頭におきつつ、同人権裁判所における欧州人権条約の目的論的解釈による積極主義的な解釈方法に焦点を当て、 Golder 事件をまず紹介し、次いで同条約の積極主義的解釈の諸相たる「進化的解釈」、「自律的解釈」および「実効的解釈」について説明した後、そのような解釈方法の意義と問題点を指摘している。

4 結語—本書の意義—

従来の欧州統合は「一層緊密化する連合」(EU条約および EC 条約前文) という文言のみで、最終的な統合像を示さないまま、共同市場、域内市場、経済通貨同盟といった具体的計画により進められてきた。しかし、EU がいつのまにか肥大化し、市民不在のところまで決定を行っているという批判が次第に強くなった。

そのため、とくに二〇〇〇年五月のフィッシャー (Joscha Fischer) ドイツ外相の演説における欧州連邦構想を契機として、最終的な欧州統合像を明確に提示し、EU と加盟国間の権限関係を画定する必要性が認識されるに至った。

これは、ニース条約 (未発効) 附属「欧州連合の将来に係る宣言」により二〇〇四年に新たな条約改正のための政府間会議 (IGC) が招集されることが決定されたことにより⁽¹⁹⁾、にわかに EU の現実の政治的議題として登場するに至り、二〇〇一年末に欧州理事会により採択された「ラーケン宣言」に基づいて、二〇〇二年二月末には欧州議会および国内議会からの多数の代表を含む欧州諮問会議 (the European Convention) が設置されている。

同会議の任務は次期 IGC (二〇〇四年開催予定) の議

論の出発点となる最終文書を提出することであり、コンセンサスが達成される場合には勧告を行うこともできる。なお、同会議の下、六つの作業部会が設置されている。すなわち、「補完性」部会、「基本権憲章・欧州人権条約加入」部会、「EUの法人格」部会、「国内議会の役割」部会、「補充的権能 (Complementary competences)」部会および「経済統治」部会である。

評者は、本書の意義は、筆者一同が意識していようといまいと、この「欧州の将来」をめぐる議論との関わりにある、と考える。すなわち、本書の各論文はEUで現在議論されている問題に有意な視点または論点を提供するものである。

第一に、補完性原理の問題については言うまでもなく、遠藤論文がEUにおける同原理のあり方について極めて質の高い指針を示すものである。一方、レス論文および鈴木論文は補完性原理がEUと国家の間だけでなく、地域(州)との関係でも考慮されなければならないことを改めて想起させるものである。

第二に、EUと加盟国の間でどのように権限関係を画定すべきかという争点については、岡田論文はドイツにおける「国家性の保持」という議論を提示し、いかなる問題が

横たわっているかを暗示している。また、櫻井論文では共同体投資協定の利点が示されているが、共通通商政策が主として物の貿易に関わるどころ、サービス貿易等だけでなく投資に関する権限のEU (EC) への明示的付与についても検討するよう示唆するものである。

第三に、EUにおける国内議会の役割については、安江論文はフランスの例を引きつつ、「欧州議会の権限強化と並行して、より長い歴史を有し完成度の高い民主的機関である国家議会を何らかの形でEUの意思決定とリンクさせていく」ことが必要であるとしても、「国家議会は、国家の意思決定システムの一環として機能させるべきであり、EUとしての意思決定システムにおいて直接的な影響をもたせることはできない」と述べて、EUとしてとりうる一つの道筋を示している。綱井論文はこの問題について考える際の歴史的背景を提供してくれる。

第四に、二〇〇〇年末に政治的宣言として採択された「EU基本権憲章」⁽²⁰⁾をどのようにEU (EC) 条約に挿入すべきかという争点については、庄司論文は欧州人権条約および同人権裁判所との関係を考慮に入れることが必要不可欠であることを示している。その際、門田論文で検討された欧州人権裁判所の解釈方法も参考となる。

以上は「欧州の将来」との関連において参考となる例にすぎず、本書の他の論文も E U とは何かを考えるうえで極めて興味深い論点を示す秀作ばかりである。例えば、E U が民事司法協力を進める中、石川論文、小橋論文、渡辺論文、角田論文および小西論文は、国内法レベルにとどまらない E U レベルでの重要性を帯びている。また、レンツ論文および入稻福論文は今後の E U の対外関係を考えるうえで重要であり、さらに、八谷論文は現在の E U 拡大が主として中東欧諸国との関係で進められている中であって、より広い視野を提供するものである。

本書は、レス教授の撒いた種が日本で結実していることの証左であり、日本における E U 法研究のレベル・アップを示すものである。⁽²¹⁾

- (1) 同教授の代表的著作として『訴訟上の和解の研究』慶應通信(一九六六年)、『ドイツ強制執行法の改正』信山社(一九九八年)、『調停法学のすすめ A D R 私論』信山社(一九九九年)等がある。
- (2) 評者が E U としての国際法人格に関する論文を執筆する際、レス教授から賜った論文が非常に参考になった。Georg Röss, "Ist die Europäische Union eine juristische Person?", *EuR-Beihft*-1995, S. 27 拙稿「欧州連

合(EU)の国際法人格」『貿易と関税』二〇〇二年七月、六九―七三頁および拙稿「欧州連合(EU)の国際法人格―アムステルダム条約以降を中心に―」、横田洋三・山村恒雄編著『現代国際法と国連・人権・裁判』(仮題) 国際書院、二〇〇二年(刊行予定) 所収参照。

(3) 例えば、本書所収の拙稿「EU(EC)法秩序における欧州人権裁判所の役割―マシユーズ判決―」で主に扱ったマシユーズ判決においてもレス教授は判事として加わっており、指導的役割を果たしたものと推測される。

- (4) 近畿大学法学部助教授。
- (5) 和光大学経済学部助教授。
- (6) 衆議院国際部国際会議課勤務。
- (7) 立命館大学政策科学部助教授。
- (8) 九州大学大学院法学研究院法学府専任講師。
- (9) 獨協大学法学部教授。
- (10) 青山学院大学法学部教授。
- (11) 神戸学院大学法学部助教授。
- (12) 琉球大学法学部教授。
- (13) 広島大学法学部教授。
- (14) 福岡女子大学文学部助教授。
- (15) 平成国際大学法学部専任講師。
- (16) 平成国際大学法学部専任講師。
- (17) 平成国際大学法学部助教授。

(18) 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政センター助教。

(19) ニース条約の詳細な検討については、拙稿「ニース条約(EU)の概要と評価」『横浜国際経済法学』第一〇巻一号、二〇〇一年、三五―九一頁参照。

(20) EU基本権憲章については、ゲオルク・レス(入稲福智訳)「EU基本権憲章と権利保護」『平成法政研究』第六巻二号、二〇〇二年、九一―一三三頁、および、拙稿「EU基本権憲章に関する序論的考察」『横浜国際経済法学』一―三三頁参照。

(21) 二〇〇一年一〇月一三日、慶應義塾大学において、石川明教授主宰の下、レス教授六五歳誕生日記念論文集献呈式が行われた。

(信山社・二〇〇二年・A5版・四一四頁・一万二千円)

庄司 克宏